

江戸の刑罰

死刑 (同じ死刑でも 6 種類あった 軽いものから以下)

下手人 (げしゅにん)	斬首。遺体は引取人がいれば引き取って埋葬可能。	情状酌量の余地のある ケースでの殺人。
死罪 (しざい)	斬首の上、試し斬り。	十両以上の盜み。 不義密通。
火罪 (かざい)	市中引き廻しの上、磔柱に縛り付け火焙り。 火焙り(ひあぶり)刑。	放火。
獄門 (ごくもん)	市中引き廻しの上、斬首。試し斬り後、首は晒し。	毒薬の販売。偽の秤の製造。 主人の妻と密通。
磔刑 (たくけい)	市中引き廻しの上、磔柱に縛り付け鎧で突き殺す。 処刑後 3 日間晒し。	キリスト教信仰。閑所破り。 親殺し。主人殺し。 にせ金作り。
鋸挽き (のこぎりびき)	市中引き廻しの上、二日間土中に頭のみ出し埋め 晒したのち磔刑と同じ	反逆罪。鋸は置いておくだけ で実際は使わない。

遠島 (御定書百箇条[一部]、1742 年)

江戸十里以内で許可無く鉄砲を所持するもの	幼女を強姦したもの
博打の胴元	女を犯した寺持ちの僧
指図を受けて人を殺したもの	人殺しの手伝いをしたもの
不当な言いがかりをつけられ刃傷沙汰に及び、 相手を殺したもの	口論の上で人を傷つけ、重度の後遺症を 負わせたもの
車を引っ掛けて人にけがをさせたもの	十五歳以上で殺人や放火を企てたもの

所払い

江戸十里四方追放	日本橋より四方 5 里のうちをお構い場所 (立入禁止地域)
江戸払い	品川、板橋、千住、四谷大木戸のうち及び本所、深川をお構い場所
所払い	現在住む所からの追放 以上追放刑は基本的には無期。
敲き (たたき)	軽敲(50 回)・重敲(100 回)、女性は代わりに 50 日・100 日の牢舎 (過怠牢)
手鎖 (てぐさり)	30 日、50 日、100 日 両手を手錠で縛し 与力 がこれを封印し、 家の中で謹慎させた。
過料	金銭罰 軽過料、重過料、応分過料
叱責 (しかり)	叱り、急度叱り

オプション刑 財産没収 刺青等

江戸幕府の法令では罪の輕重によって、三十日、五十日、百日手錠の 3 種類があった (過怠手鎖)。
三十日、五十日手錠は五日目ごと、百日手錠は隔日で同心が来て錠改めを行って予め手鎖の中央
の括れ部分に付けていた封印を確認し、もし無断で錠をはずしていた事が発覚した場合、現在の
罪より一段階重い罪が科せられた。

追放刑の一種で刑としては中位の追放刑で、日本橋を中心として四方五里外に追放するものです。普通常磐橋、または吳服橋外まで護送しここで縄を解き追放します。

江戸市内には戻れませんから旅行に必要な旅手形も入手出来ず無宿人になる他ありません。

通常の場合、四谷大木戸まで町奉行所の同心が付き添って、四谷大木戸から外へ追放し、それを見届けてから同心は奉行所に帰りました。

しかし、罪人は、大概の場合同心が見えなくなると、また、四谷大木戸を潜って江戸の街に入りました。そして、家庭持ちであれば家族と一緒に住み、外に出歩く時は、草鞋（わらじ）を履いて出かけました。

これには、処払いの刑を受けた者でも、例えば、四谷大木戸からは東海道になりますが、日光街道へ行くような場合には、江戸の街を通過しても良いことになっており、前出の外出時に草鞋を履くのは、もし同心などに呼び止められても、

「私は、江戸の街を通過しようとしているだけです」

と、言い訳が立ち、役人もそれ以上の詮索はしませんでした。

江戸十里四方追放（えどじゅうりしほうついほう）

日本橋から四方五里以内立入禁止。在方の者は居住地の村も立入禁止。

江戸払い（えどばらい）

品川、板橋、千住、四ッ谷大木戸の内より追放。

七代目市川團十郎と江戸の刑罰

歌舞伎十八番を制定した千両役者（年収1億円以上）七代目市川團十郎は、町人でありながら金持ちで贅沢をしている。さらに歌舞伎役者の象徴的存在である。という意味のない理由により、天保一三（1842）年四月六日、江戸十里四方追放の刑に処せられた。

（7年後に特赦で江戸に戻ることが許された）

五代目海老蔵（七代目團十郎）は奢侈禁止令により

[江戸十里四方所払・手鎖・家主預かり]の刑を受ける。

手鎖はおそらく一番短い30日であったと推測する。

また家主預かりであるので、財産は全て没収されたと思われる。

この為財政的にも非常に困っていたのか、成田山より借金をしたようです。

天保13年(1842)4月6日、奢侈禁止令（天保の改革）により、七代目は南町奉行所に召喚され、手鎖のうえ家主の預かりになる。さらに6月22日には江戸十里四方追放の刑に処せられる。

江戸を追放された七代目は、成田屋七左衛門と改名し、6月25日江戸を発ち成田山新勝寺延命院に寓居する。翌年2月には富士根方（静岡県）の眼医伊達本益（だてほんえき）を頼り、1、2ヶ月滞在。その後大坂へ上る。以後は大坂に住み、京、大津、桑名などの芝居にも出る。その際の名は、市川海老蔵のほか、市川白猿、幡谷重蔵、成田屋七左衛門などを使った。

嘉永2年(1849)12月26日の特赦により、ようやく追放赦免の沙汰が出た。翌3年正月16日に江戸にすぐ帰るようにという書状が届き、慌ただしく出発。2月29日江戸に着く。しかし、気ままな暮らしが気に入っていたのか、その後も何度も旅興行に出る。

三人の妻と三人の愛妾を持ち、七男五女の子福者だったが、複雑な状態であったため家庭内の揉め事も多かった。

伊達家 静岡県富士市の眼科医院

伊達家の当時の当主・伊達本益は眼科の名医であり、七代目が目の治療で滞在したことから交流が始まり、経済的にもさまざまな形で市川家を支援していました。

市川宗家が伊達家に宛てた手紙が数多く伊達家に残っている。